ACSES ニュースレター_２２０７号（2021 年 11 月 9 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇大麻成分 THC を含有する製品について<厚生労働省>
◇体外診断用医薬品自主回収のお知らせ（クラス II）（販売名：クイックナビ™－ＣＯＶＩＤ１９　Ａｇ）<厚生労働省>
◇庭の「クワズイモ」、「ハスイモ」と取り違えて調理…食べた直後に口の中に痛み<新聞報道>
◇タンクローリー爆発、99 人死亡　西アフリカのシエラレオネ<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和３年秋季全国火災予防運動の実施<総務省消防庁>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 令和元年度　大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査結果について<環境省>
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 385 号）<官報>
[5] 食品安全衛生関係
◇ファストフードから有害な化学物質を検出<Web 報道>
[6] 温暖化対策関係
◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 306 号）<官報>
◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 307 号）<官報>
◇２０２１年の世界のＣＯ２排出量、コロナ前に逆戻り<Web 報道>
◇COP26 温暖化の被害軽減の対策 イギリスなどが途上国支援表明<放送報道>
◇「Global Carbon Budget 2021」（世界の CO2 収支 2021 年版）発表のお知らせ<国立環境研究所>
◇最新の予測では世界の穀物収量に対する気候変動影響の将来見通しが顕著に悪化
～気候変動適応の正念場、従来の想定より早い時期に～<国立環境研究所>
[7] 環境安全関係
◇G20 の消費は PM2.5 の排出を通じて年 200 万人の早期死亡者を生む<国立環境研究所>
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　［公募結果、意見募集結果］　１件　［調査結果］　１件
[9] その他省庁発表　３件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　６件　［開催記録、報告、資料等］　３件
[11] 海外の化学物質管理情報
【１】欧州における最新動向　【２】米国における最新動向　【３】中国における最新動向
【４】ニュージーランドにおける最新動向　【５】国連の最新動向
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件

疣草（イボクサ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇大麻成分 THC を含有する製品について

＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2gzlnOuPLCGqhsBY

本年 6 月、一般の方から「株式会社 Pharma Hemp Japan（所在地：東京都大田区）が販売している CBD 製品＊の中に、大麻成分 THC（テトラヒドロカンナビノール）が含まれている可能性がある。」旨情報提供を受けました。このため当省では、同社の協力を得て、同社が販売する CBD 製品 21 種類 21 製品（別紙をご覧ください。）の提出を受け、成分の分析を行いました。

分析の結果、

CBD DROPS 15% HEMP SEED OIL
CBD DROPS 15% OLIVE OIL
CBD PASTE 20%
CBD PASTE 30%
CBD PASTE 40%

の５種類５製品（対象となる製品の詳細は、別紙をご覧ください。）から、微量の大麻成分 THC が検出されました。

THC を検出した製品は大麻取締法上の「大麻」に該当する疑いがある製品であることから、厚生労働省ホームページにおいて、その旨を掲載し、上記５製品が手元に残っている購入者の方々、または販売事業者の方々におかれましては、最寄りの地方厚生局麻薬取締部、都道府県衛生主管部（局）薬務主管課または保健所まで提出していただくようお願いしました。（下記 URL をご参照ください。）

なお、現在までに、国内において同製品を摂取したことによる健康被害が発生した例は承知しておりません。

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/torishimari_00002.html

分析を行った 21 種類 21 製品のリスト

―省略―

＊

CBD：カンナビジオール（Cannabidiol）の略称。麻に（薬用の大麻以外にも）含まれる、少なくとも 113 あるカンナビノイドのひとつ。薬物規制に関する国際条約による規制はない。健康食品や化粧品成分としても流通している。日本で流通しているものは規制対象ではない麻の茎と種から抽出されている。健康食品としての CBD は、オイルやバーム、キャンディーなどに加えられ摂取される。日本では 2020 年頃から、既成の輸入食品ではなく、CBD を輸入し国内で食品を加工する国産ブランドが台頭してきた。（Wikipedia から抜粋）＜ACSES 事務局調べ＞

◇体外診断用医薬品自主回収のお知らせ（クラス II）（販売名：クイックナビ™－ＣＯＶＩＤ１９　Ａｇ）

＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4jTdpNO3FBmSvjhY

本日、新潟県より、別添のとおり、デンカ株式会社が下記の体外診断用医薬品（抗原簡易キット）の自主回収に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

記

一般的名称： SARS コロナウイルス抗原キット
販売名： クイックナビ TM-COVID19 Ag
回収対象数量： 130,000 箱（1,300,000 個）
出荷時期： 2020 年 12 月 14 日～2020 年 12 月 25 日

なお、本回収に係る抗原簡易キットについては、「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キット配布事業について」（令和３年６月９日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく配布事業において、上記 1,300,000 個のうち 1,201,300 個が配布されております。配布済みの抗原簡易キットについては、厚生労働省等からデンカ株式会社に対し配布先リストの送付等を行い、費用負担も含めデンカ株式会社の責任の下で新しい抗原簡易キットの交換が行われる予定です。

以上

別添

新潟県及びデンカ株式会社報道発表資料

https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000852471.pdf

県内の体外診断用医薬品製造販売業者より、新型コロナウイルス抗原迅速診断キット「クイックナビ™ -COVID19 Ag」を自主回収する旨、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく報告がありましたのでお知らせします。

１ 概要

デンカ株式会社は、当該製品における一部の使用部材の不良により、一部の製品ロットに製造後時間の経過とともに偽陽性率が高まる可能性があることを確認しました。

これを受け同社は、当該製品を自主回収することを決定し、令和３年 11 月８日、新潟県に対し、医薬品医療機器等法の規定に基づいて報告を行いました。

なお、現在までに国内外において重篤な健康被害が発生したとの報告はありません。

◇庭の「クワズイモ」、「ハスイモ」と取り違えて調理…食べた直後に口の中に痛み

＜読売新聞　2021 年 11 月８日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211107-OYT1T50140/

大分県は５日、佐伯市の女性（６０歳代）が誤ってクワズイモを食べ、食中毒を起こしたと発表した。食べると下痢や 嘔吐(おうと）を引き起こすという。

発表によると、女性は３日午後５時頃、庭に生えていたクワズイモをハスイモと取り違えて採取し、葉と茎をつなぐ「葉柄」を調理して食べた。直後に口の中で痛みを感じて吐き出したが治まらず、翌４日に受診した。現在は快方に向かっている。

南部保健所によると、クワズイモに含まれる針状の結晶が痛みの原因だった。クワズイモは九州各地で自生しているといい、観賞用植物としての需要がある。ハスイモやサトイモと見た目は似ているが、葉に光沢があればクワズイモの可能性が高いという。

[備考] クワズイモの有毒成分：シュウ酸カルシウム＜ACSES 事務局調べ＞

◇タンクローリー爆発、99 人死亡　西アフリカのシエラレオネ

＜共同通信　2021 年 11 月６日＞　https://nordot.app/829656460431704064?c=39546741839462401

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・令和３年秋季全国火災予防運動の実施

＜総務省消防庁　2021 年 11 月５日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/211105_yobou_1.pdf

令和３年 11 月９日（火）から 11 月 15 日（月）まで『令和３年秋季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

１ 全国統一防火標語

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

２ 目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実

施しているものです。
３ 実施期間
令和３年 11 月９日（火）～11 月 15 日（月）
４ 実施内容
５の「重点目標」を踏まえ、全国の消防本部等において、防火防災に関する広報など、火災予防を推進するための取組が重点的に実施されます。なお、各地域の消防本部等において火災発生状況や地域特性等に応じた運動を展開します。
５ 重点目標（参考資料１参照）
（１）住宅防火対策の推進
（２）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
（３）放火火災防止対策の推進
（４）特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
（５）製品火災の発生防止に向けた取組の推進
（６）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
６ その他
（１）本運動は、各消防本部等において、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分に配慮した上で実施することとしています。
（２）各消防本部等では、参考資料２及び３を住宅防火に関する資料として、参考資料３～６を広報活動用資料として活用することとしています。
これらの資料については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に、本日中に掲載するほか、総務省消防庁予防課（中央合同庁舎第２号館３階）において閲覧に供するとともに配布します。
【参考資料１】令和３年秋季全国火災予防運動の重点目標等
【参考資料２】住宅火災関係資料
【参考資料３】火災予防啓発用リーフレット「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント］
【参考資料４】全国統一防火標語ポスター （一社）日本損害保険協会
【参考資料５】秋季全国火災予防運動ポスター （一財）日本防火・危機管理促進協会
【参考資料６】たばこ火災防止キャンペーンのチラシ （一社）日本たばこ協会
****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h3wngme6KKSSvg0VY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 11 月８日版）
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a5DLbotWxEh-UuL5Y
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6jzVrNu_HBGasnBY

◇マスコミ報道　見出し

・国内で１年３カ月ぶり死者ゼロ　ワクチンや治療薬普及が要因か
＜共同通信　2021 年 11 月 7 日＞　https://nordot.app/830039705353338880?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇新型コロナ対策で５段階の新指標案　政府の分科会、医療逼迫度を重視
＜朝日新聞　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPC83HBJPC8ULBJ009.html

政府の新型コロナウイルス対策分科会は８日、緊急事態宣言の適用の目安となる指標の見直しに向けて議論した。新規感染者数などに合わせて 1～4 までのステージに分けていた従来の指標から、病床使用率など医療の逼迫（ひっぱく）状況を見極めて 0～4 までのレベルに分ける方向だ。

ワクチンの接種が広がり、新規感染者数が急増しても重症者や死者の大幅増に直結しない状況になっているとして、感染者数よりも医療の提供体制が維持できているかを重視する。

新指標案では、感染者ゼロを維持できているレベル０（感染者ゼロレベル）がもっとも低くなる。レベル１（維持すべきレベル）では、新型コロナに対し医療が対応できている状態。レベル２（警戒を強化すべきレベル）は新規感染者の増加傾向がみられるが、適切な対応ができている段階という。

レベル３（対策を強化すべきレベル）は緊急事態宣言を発出する段階で、3 週間後に確保病床が埋まると判断された場合が対象。従来のステージ４（感染爆発）やステージ３（感染急増）の最終局面にあたる。もっとも深刻なレベル４（避けたいレベル）は、一般医療を大きく制限しても新型コロナへの医療に対応できない状態を指す。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・治療薬、ワクチン、医療機器、検査キットの開発についてを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q1ALrkuWBIi-kj45Y
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V6z3Urdq-HRCbs_FY

・マスク・除菌剤で健康被害　皮膚炎や喉の痛み　厚労省が注意喚起

＜日経新聞　2021 年 11 月 6 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE043JM0U1A101C2000000/

厚生労働省に2020年度中に寄せられた家庭用品による健康被害報告のうち、皮膚障害では81件中34件(42%)がマスク、吸入事故では125件中42件(34%)が除菌剤と、いずれも新型コロナウイルス関連の製品が最多だったことが６日までに、分かった。症状は皮膚炎や喉の痛みなど。前年度はマスクの報告はなく、除菌剤は180件中 50 件(28%)だった。

厚労省担当者は「コロナ禍で使用量が増えたためで、例年にない傾向だ」と話す。マスクで炎症などが起きた際は使用の中止やサイズ・素材の変更が有効で、除菌剤は塩素系の場合、他製品との併用でガスが発生し呼吸器に害を及ぼす恐れがあるとして注意喚起した。

20年度の報告は､皮膚障害がマスクに続いてネックレスが５件(６%)､ピアス､天然ゴムの手袋が各４件(５%)。吸入事故は除菌剤に続き、住宅や家具の洗浄剤19件(15%)、殺虫剤14件(11%)の順だった。

マスクによる皮膚障害は、摩擦や蒸れが原因の刺激性接触皮膚炎が多かった。40代女性の例では、マスクの縁が頬に当たって色素沈着やにきびが出て、30日以上の加療を要した。

吸入事故では、二酸化塩素や次亜塩素酸塩類などの成分を含んだ除菌剤を使って息苦しさや喉の痛みが出た例が目立った。スプレータイプや、成分が空気中に放出され↑る設置・携帯タイプの製品も多かった。集計は、厚労省が一般社団法人「皮高安全性症例情報ネット」と公益財団法人「日本中毒情報センター」の協力を得て取りまとめた。

製品使用時などの留意点

マスク

・炎症など症状が出たら使用をやめ外用剤で治療する。運動時のマスク刺激にも注意が必要
・アレルギー性の炎症は摩擦や蒸れが原因であることが多く、表面の拭き取りは意味がない
・着用を続けなければならない場合は、素材やサイズの変更、ゴムひもの調節も有効

除菌剤

・塩素系薬剤は、酸性物質使用や加熱でガス発生の恐れがあり、安易に複数製品を併用しない
・消毒剤などは、目や皮膚に付いたり吸い込んだりする恐れがある場所での空間噴霧を控える
・事業者は新成分の製品化に際しては、安全情報を十分に収集し細心の注意を払うべきだ

※　厚生労働省資料より

・「奇跡の治療薬」の宣伝文句も…国内未承認のコロナ治療薬、輸入代行サイトで販売横行
＜読売新聞　2021 年 11 月 8 日＞
https://www.yomiuri.co.jp/medical/20211108-OYT1T50077/
　医薬品の個人輸入を代行するとうたうインターネットのサイトで、国内で承認されていない新型コロナウイルス感染症の治療薬が販売されているとして、厚生労働省や専門家らが注意を呼びかけている。健康被害につながる恐れがあり、厚労省は監視を強化している。
　医薬品医療機器法では、国内未承認の医薬品や医療機器の広告を行うことを禁じている。
　例えば、抗寄生虫薬「イベルメクチン」は、新型コロナウイルスの増殖を抑えるとの報告もあるが、国内では承認されていない。ただ、サイトの中には、「イベルメクチンは『奇跡の治療薬』として期待される治療薬です」「万が一感染した場合に備えて」など、誤解を招きかねない表記を並べて購入を促しているケースもある。
　金沢大の木村和子特任教授と吉田直子助教らが昨年４月から今年３月にかけて行った調査では、イベルメクチンなど国内未承認の７品目が、新型コロナの治療薬としてオンラインで販売されているのが確認された。
　木村氏は、個人輸入代行サイトについて「偽造品や不良品などを流通させ、健康被害につながる恐れがある」と注意喚起する。犯罪組織の資金源となっているケースもあるという。
ただ、木村氏らが一昨年行った調査では、スマートフォンやネット通販の普及などもあり、薬の個人輸入経験者は１０年間で２倍に増えた。新型コロナが流行した昨年以降は、未承認薬の流通はさらに拡大しているとみられる。
　厚労省監視指導・麻薬対策課は、未承認医薬品の広告を掲載するなど、法令違反が確認されたサイトの削除をインターネット接続事業者に要請している。２０２０年度に削除されたサイトは５０４件に上り、コロナ禍前の１８年度と比べて１・６倍となった。
　ただ、サイトが削除されても、「同一人物による運営が疑われるサイトがすぐに新設されるなど、いたちごっこの状況」（関係者）で、さらなる対策が課題となっている。

・ファイザー飲み薬効果９割　新型コロナ、重症化抑制
＜共同通信　2021 年 11 月 6 日＞ https://nordot.app/829460156535013376?c=39546741839462401

◇コロナ後遺症、症状多岐　倦怠感や脱毛、１年続く人も―専門医「早く受診を」
＜時事ドットコム　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021110700291&g=soc
　新型コロナウイルス感染症の後遺症について、実態解明が進んでいる。症状は倦怠（けんたい）感や味覚障害、脱毛など多岐にわたり、中には１年以上続く例もある。今夏の「第５波」による患者増も懸念される。専門医は、後遺症の疑いがあれば早期に医療機関で受診するよう呼び掛けている。
　新型コロナ後遺症は、感染者の１割で症状が出るとの報告もあるが、発生メカニズムも含め不明点が多い。国内の複数の調査結果をまとめると、症状は倦怠感や息苦しさが多いが、味覚・嗅覚障害や集中力の低下も出やすい。関節の痛みや脱毛、睡眠障害、発熱、めまいを訴える人もいる。
　国立国際医療研究センターの調査によると、女性の方が男性と比べ、倦怠感は２倍、脱毛は３倍出やすいほか、若者や痩せ形の人の方が味覚・嗅覚障害が出やすかった。４人に１人は発症から半年後も、１０人に１人は１年後も症状が残った。
　東京都世田谷区が無症状感染者も含む約３７００人から回答を得た調査では、約半数が後遺症を訴えた。１０～３０代では嗅覚障害の割合が、４０代以上では倦怠感の割合が高かった。厚生労働省研究班の調査では、診断から半年後も２１％が倦怠感を、１１％が集中力低下を訴えていた。
　後遺症疑いの患者を３０００人以上診察したヒラハタクリニック（東京都渋谷区）の平畑光一院長は「国内の感染者は１７０万人超で、１割が後遺症になるとすると、全国で１７万人以上に後遺症が出ている恐れがある。決して珍しい病気ではない」と強調する。
　受診者の９５％ほどが倦怠感を訴え、「鉛を背負ったような体の重さ」に苦しむ人も少なくない。思うように働けなくなる人も多く、１０個以上の症状を訴える人もいた。
　平畑院長は「ワクチン接種や感染対策を徹底し、まずは感染しないことが最も重要」と指摘。「倦怠感などを

感じたら、後遺症外来やかかりつけ医に早急に相談し、医師と二人三脚で適切な治療を続けてほしい」と訴える。
****

[3] 令和元年度　大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査結果について

＜環境省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110183.html

環境省では、公害健康被害補償法の昭和 62 年改正による第一種地域指定の解除に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査を平成８年度から毎年度実施しています。

この度、令和元年度の調査結果を取りまとめたので、公表します。

１．調査結果の概要

例年どおり、３歳児を対象とした調査（以下「３歳児調査」という。）及び小学１年生を対象とした調査（以下「６歳児調査」という。）を実施して、それらの調査結果についての単年度解析、並びに、平成８～令和元年度の３歳児調査及び平成 16～令和元年度の６歳児調査のそれぞれを統合したデータを用いた経年・統合解析等を行った。また、令和元年度の６歳児調査回答者のうち平成 27～28 年度に実施した３歳児調査時に回答のあった者について追跡解析を行った。

３歳児調査の対象者は全国 35 地域の約７万９千人（回答者は約６万８千人）であり、６歳児調査の対象者は全国 36 地域の約８万１千人（回答者は約６万８千人）であった。

これらの解析の結果、呼吸器症状のうちぜん息については以下のとおりであった。

３歳児調査及び６歳児調査ともに、単年度解析において対象者別背景濃度区分ごとの呼吸器症状有症率及び調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼吸器症状有症率の検討において、大気汚染物質濃度が高い地域ほどぜん息有症率が高くなる傾向はみられなかった。オッズ比による検討においても大気汚染とぜん息有症率に有意な正の関連性を示す結果は得られなかった。

大気汚染物質濃度と呼吸器症状有症率の経年解析においては、大気汚染によると思われるぜん息有症率の増加を示す地域はみられなかった。

統合解析では、対象者別背景濃度区分ごとの呼吸器症状有症率及び調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼吸器症状有症率の検討において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなる傾向はみられなかった。オッズ比による検討においても、３歳児調査及び６歳児調査ともに、有意な正の関連性を示す結果は得られなかった。

追跡解析及びその経年解析により、ぜん息発症率についても同様の検討（統合解析を除く。）を行ったが、有意な正の関連性を示す結果は得られなかった。

また、大気汚染物質以外では、３歳児調査及び６歳児調査で、本人のアレルギー疾患の既往あり、親のアレルギー疾患の既往ありにおいて、オッズ比が２～３程度の有意な正の関連性を示す結果が得られた。統合したデータにおけるオッズ比の検討でも、同様の結果が得られた。

なお、ぜん息以外の呼吸器症状有症率については、オッズ比の検討において、６歳児調査の「ぜん鳴（かぜなし）」のＳＰＭ及び３歳児調査の「かぜひき回数（５回以上）」の PM2.5 で有意な正の関連性を示す結果が得られた。また、OxY（光化学オキシダント年平均値）において、３歳児調査、６歳児調査とも「ぜん息」では有意な正の関連性を示す結果は得られなかったが、「ぜん鳴」等で有意な正の関連性を示す結果が得られたことから、今後も観察を継続していく必要がある。

２．今後の課題

これまでの調査報告では、３歳児調査（平成８～令和元年度の計 24 回）及び６歳児調査（平成 16～令和元年度の計 16 回）の単年度解析で大気汚染（ＳＰＭ）とぜん息又はぜん息（２年以内）において有意な正の関連性を示す結果が得られたことが過去に何度か*あったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。統合したデータを用いた検討では、対象者別背景濃度区分ごとの呼吸器症状有症率、調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼吸器症状有症率において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなることを示す結果は得られなかった。オッズ比による検討においても３歳児調査及び６歳児調査のいずれにおいても有意な正の関連性を示す結果は得られなかった。追跡解析（平成 16～令和元年度の計 16 回）においても、大気汚染（ＮＯ２、ＮＯＸ）とぜん息の発症に有意な正の関連性を示す結果が得られたことが

過去に一度⁑あったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。
環境調査における大気汚染については全般的に低下傾向にあるが、今後も大気汚染とぜん息の関連性について地域特性も踏まえて注意深く観察する。
経年・統合解析においては、長期的な大気汚染の傾向を考慮して、例えば５年程度の統合したデータを用いて経年的に比較するなど、解析方法の検討を行っているが、今後も引き続き検討を進める。
また、追跡解析は、10 年度分以上のデータが蓄積したことから、平成 28 年度からぜん息の発症・持続についての経年解析を追加した。追跡統合解析に係る評価方法及びデータの取扱いの検討を更に進める。

＊ ぜん息：（３歳児調査）平成 20、25 年度、（６歳児調査）平成 19、21 年度.
　ぜん息（２年以内）：（６歳児調査）平成 19、21、25 年度.
⁑平成 25 年度.
添付資料
令和元年度大気汚染に係るサーベイランス調査結果について（概要）
　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117069.pdf
令和元年度調査対象地域
　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117070.pdf
****

[4] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 385 号）

　　［官報］　令和３年 11 月８日　本紙　第 611 号　７頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20211108/20211108h00611/20211108h006110007f.html

○厚生労働省告示第 385 号

　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十一月九日から適用する。

　　令和３年 11 月８日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

改　正　後		改　正　前	
別表		別表	
一般名	適用日	一般名	適用日
（削る）	（削る）	ロキソプロフェン（（外用剤に限る）	令和二年八月二十日
（略）	（略）	（略）	（略）
フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	令和三年十一月九日	フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	令和二年十一月九日
（略）	（略）	（略）	（略）

****

[5] *食品安全衛生関係*

◇ファストフードから有害な化学物質を検出

＜HealthDay　2021 年 11 月８日＞
https://www.msn.com/ja-jp/news/opinion/%e3%83%95%e3%82%a1%e3%82%b9%e3%83%88%e3%83%95%e3%83%bc%e3%83%89%e3%81%8b%e3%82%89%e6%9c%89%e5%ae%b3%e3%81%aa%e5%8c%96%e5%ad%a6%e7%89%a9%e8%b3%aa%e3%82%92%e6%a4%9

c%e5%87%ba/ar-AAQqKCS?ocid=OIE9HP
ハンバーガーをはじめとするファストフードには、ホルモン撹乱作用や、不妊や学習障害などのリスクを高める可能性のあることが指摘されているフタル酸エステルなどの化学物質が含まれていることが、米ジョージ・ワシントン大学ミルケン公衆衛生学研究所のLariah Edwards氏らの研究から明らかになった。研究の詳細は、「Journal of Exposure Science and Environmental Epidemiology」に10月27日発表された。
フタル酸エステルは、アルコールとフタル酸から合成される化合物の総称で、プラスチック製品を柔らかくするための可塑剤として広く使われている。しかし、動物実験では、フタル酸エステルの発がん性や生殖毒性、内分泌撹乱物質としての作用などが報告されており、ヒトへの影響が懸念されている。フタル酸エステルは、食品を扱う手袋やベルトコンベア、包装材、チューブなどに使われているが、こうしたプラスチック製品から化学物質が溶け出し、接触した食品に移行する危険性がある。
そこでEdwards氏らは、米テキサス州サンアントニオ市の複数のファストフード・チェーン店で、ハンバーガーやフライドポテト、チキンナゲット、チーズピザなどの食品を64点購入した。また、食品を扱うときに使う手袋の未使用品も3点入手した。その上で、これらの食品や手袋を対象に、ガスクロマトグラフィー質量分析法により、フタル酸ベンジルブチル（BBP）やフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）、フタル酸ジ-n-ブチル（DnBP）などのフタル酸エステルや、フタル酸エステルに代わる可塑剤（代替可塑剤）として使用が広がっているDEHT〔Di(2-ethylhexyl) terephthalate〕など11種類の化学物質の含有の有無を調べた。
その結果、11種類中10種類の物質がこれらの食品から検出された。注目すべきは、調査した食品の81.3%にDnBPが、70.3%にDEHPが含まれていた点である。これらの化学物質はともに、ヒトの生殖に関わる問題と関連することが多くの研究で指摘されているほか、小児期の学習障害や注意障害、行動障害のリスクを高める可能性もあるという。また、DEHTは、調査した食品の86.4%に含まれていた。ただし、DEHTのヒトへの影響については、明確なことが分かっていない。
調査した食品のうち、トッピング入りのハンバーガーやチキンブリトーといった肉を使った食品には、対象とした化学物質が最も多く含まれていた。なかでもブリトーはハンバーガーと比べてDEHTの含有量が大幅に多かった（2,200μg/kg対6,000μg/kg）。一方、ほぼ全ての化学物質の含有量が最も少なかった食品はチーズピザだった。
Edwards氏は、「今回の研究結果は、フタル酸エステルや代替可塑剤がファストフードの食品に広がっていることを示したものだとわれわれは考えている」と言う。ただ、「ファストフードのチェーン店で販売されている食品の加工度の高さや包装の仕方、扱われ方を考えると、この研究結果にそれほど大きな驚きはなかった」とも話している。その上で同氏は、「フタル酸エステルは、内分泌撹乱作用や、生殖機能や小児の神経発達への影響をはじめ、さまざまな健康上の問題に関係することが知られている。そのような成分を多く含むファストフードが、米国人の食事の大部分を占めている」として、著しく懸念される研究結果であることを強調している。
今回Edwards氏らが調べた化学物質の中には、人体への影響が判明していないものもある。それでも同氏は、「これらの物質の健康へのリスクについて詳細が判明するまでは、消費者は食品中の化学物質の危険性について、常に念頭に置いておくべきだ。なぜなら、こうした化学物質は、ファストフード・チェーン店で提供される食品だけでなく、レストランで提供される食事の中にも含まれている可能性があるからだ」と指摘している。（HealthDay News 2021年10月27日）
****

[6] ***温暖化対策関係***

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第306号）

［官報］ 令和3年11月8日　本紙　第611号　2頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211108/20211108h00611/20211108h006110002f.html

あらまし
◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第306号）（環境省）
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五四号）の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年11月８日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第306号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

総務大臣　　金子　恭之
農林水産大臣　　金子原二郎
経済産業大臣　　萩生田光一
国土交通大臣　　斉藤　鉄夫
環境大臣　　山口　　壯
内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第307号）

［官報］　令和３年11月８日　本紙　第611号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211108/20211108h00611/20211108h006110002f.html

あらまし

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第307号）（環境省）

１　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五四号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

２　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年11月８日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第307号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「ー第二十三条」を「・第二十一条」に改める。第八条第一項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第二項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同表第三十二条第一項の項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第四項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第五項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第六項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同表第三十二条第一項の項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同条第七項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第八項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削る。

第二十条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「(同項第一号に掲げる者にあっては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面)」を削り、同条

第三項を削り、同条第四項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条及び第二十二条を削る。

第二十三条中「第六十五条第三項」を「第六十四条第三項」に改め、同条を第二十一条とする。

附　則

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　　萩生田光一
環境大臣　　山口　　壯
内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇２０２１年の世界のＣＯ２排出量、コロナ前に逆戻り

＜ＡＦＰ＝時事　2021 年 11 月 5 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20211105042236a&g=afp

化石燃料の燃焼を主因とした世界の二酸化炭素（ＣＯ２）の年間排出量は、２０２１年には新型コロナウイルス流行前の水準に戻るとする報告書を、地球温暖化の国際研究「グローバル・カーボン・プロジェクト（ＧＣＰ）」が４日発表した。中国の排出量が増加し、全体の３分の１近くを占めるとしている。

国連（ＵＮ）気候変動枠組み条約第２６回締約国会議（ＣＯＰ２６）が開催される中で発表されたＧＣＰの年次報告書によると、２０２１年の年間ＣＯ２排出量は、過去最多を記録した２０１９年の水準をわずかに下回る見通し。ただ、新型コロナ流行に伴う経済の減速によって昨年減少した天然ガスと石炭から生じる排出量は、減少分以上に増加するとみられる。

他国に先駆けて経済を回復させた中国は、２０２１年の世界の全排出量の３１％を占めるという。

石油から生じる排出量は２０１９年水準を大きく下回るが、交通・航空部門がコロナ禍の混乱から復活するにつれて急増する可能性がある。

報告書の執筆に関わった英イーストアングリア大学のコリーヌ・ルケレ教授（気候変動科学）は、「運輸部門が回復を続けていることから、２０２２年の排出量が全体的に増加する可能性は否定できない」とＡＦＰに語った。

数兆ドルに及ぶ新型コロナ復興資金のうち、環境に配慮した持続可能な開発に充てられたのはほんのわずかで、この傾向は今も続いているとルケレ氏は指摘。「現段階の経済刺激策は消費を促進することで、これがまさに産業、生産、石炭消費を後押ししている」と述べた。

一方、報告書には前向きな兆候も記されている。米国、日本、ドイツ、フランス、英国など直近１０年間で世界の排出量の４分の１を占めた２３か国は、力強い成長と大幅な排出量削減が同時に見られ、この二つは切り離して実現可能だということが示された。

◇COP26 温暖化の被害軽減の対策 イギリスなどが途上国支援表明

＜NHK　2021 年 11 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211109/k10013339601000.html

イギリスで開かれている気候変動対策の国連の会議「COP26」は、8 日、地球温暖化による被害を軽減するための「適応」と呼ばれる対策がテーマとなり、発展途上国が支援の拡充を求める中、議長国イギリスなどが資金面で新たな支援を行うと表明しました。

「COP26」は、8 日、海面上昇や自然災害といった地球温暖化による被害を軽減するための適応策について、閣僚級などが参加する会合が開かれました。

この中では、アフリカ各国から支援の拡充を求める声が相次ぎ、ガーナの代表は「アフリカはどの大陸よりも早く気温が上昇し、被害を受けている。温室効果ガスの削減と同様、適応策にも力を入れることが必要だ」と訴えました。

会合ではデンマークが、官民が協力して資金を拠出し発展途上国を支援する方針を示したほか、議長国イギリスも、この会合を前に、日本円にして 440 億円余りを拠出する計画を発表しました。

適応をめぐっては、国連が途上国の対策を支援するための基金を設けていて、イギリス政府の発表によりますと「COP26」では、合わせて 14 の国や州などが基金への新たな拠出を表明し、その額は総額で 2 億 3200 万ドル、日

本円にしておよそ 260 億円に上るということです。
国連は、途上国で求められる適応策を講じるには、現在の 5 倍から 10 倍の資金が必要だとしていて、9 日から始まる閣僚級の会合でも議論のテーマになる予定です。
“来ることができない人たちの声を届ける”デモ
「適応」が議論のテーマとなる中、会場の前では、海面上昇など気候変動の影響を最も受けやすいとされる一方、経済的な理由などで会場に来ることができない人たちの声を届けようというデモが行われました。
デモには日本を含む各国の環境活動家、合わせて 20 人ほどが参加し、事前に録音した発展途上国の人などのメッセージをスピーカーを通して流していました。
そして「私たちを置き去りにして、私たちのことを決めるな」と書かれた横断幕を掲げ、こうした人たちの声をふまえ、気候変動対策を考えるべきだと訴えていました。

◇「Global Carbon Budget 2021」（世界の CO2 収支 2021 年版）発表のお知らせ
＜国立環境研究所　2021 年 11 月 5 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/2021/20211104_1.html
---

◇最新の予測では世界の穀物収量に対する気候変動影響の将来見通しが顕著に悪化
～気候変動適応の正念場、従来の想定より早い時期に～
＜国立環境研究所　2021 年 11 月 5 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20211101/20211101.html
****

[7] ***環境安全関係***

◇G20 の消費は PM2.5 の排出を通じて年 200 万人の早期死亡者を生む
＜国立環境研究所　2021 年 11 月 5 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20211102-2/20211102-2.html
****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業）の四次公募について
＜環境省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110175.html
---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）の設備更新補助事業の２次公募の採択について
＜環境省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110180.html
---

[調査結果]

◇令和２年転職者実態調査の概況
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5jDZoNezEB2WvXxY
****

[9] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1905 号）
　　［官報］　令和 3 年 11 月 9 日　本紙　第 612 号　5～6 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20211109/20211109h00612/20211109h006120005f.html
---

◇共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の第 3 期中期目標期間における期末評価（国立大学）
＜文部科学省　2021 年 11 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agasac4jknmnanb0

◇令和４年度からの共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定について（国立大学）
＜文部科学省　2021 年 11 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agasac4jknmnanbP
****

[10] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・第１６回アレルギー疾患対策推進協議会　開催案内　　１１月１１日
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1gDpkOeDIC2mjIxY
　　アレルギー疾患対策基本指針に係る議論のとりまとめ

・アレルギー疾患対策推進協議会(アレルギー疾患対策推進協議会)　　11 月 11 日
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzBrziv2ZOje8lZZY
　　アレルギー疾患対策基本指針に係る議論のとりまとめ

・シンポジウム「グリーン×デジタルが先導する豊かな地域循環共生圏づくり」の開催について　　12 月６日
＜環境省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110170.html

・第５回これからの労働時間制度に関する検討会　　11 月 11 日、非公開
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V6z3Urdq-HRCbsfFY
　　企業からのヒアリング

・第１回 勤務医に対する情報発信に関する作業部会の開催について　（オンライン開催）　　１１月１５日
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xhD5gPeTMD22m9xY
　　・今後の議論の進め方について
　　・勤務医に対する情報発信のあり方について

・地震火山観測研究計画部会（第 43 回）の開催について　　11 月 16 日
＜文部科学省　2021 年 11 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agasac4jknmnanbK
1. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第２次)」の実施状況等のレビューについて
2. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第２次)」の実施状況等のレビューの参考資料について

[開催記録、報告、資料等]

・化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）　　10 月 20 日
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xBL7gvWRMj-OmZ5Y
（１）職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について
（２）日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会報告書について
（３）中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価について
（４）その他

・令和３年度第１回化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）　議事録　　10 月 20 日
＜厚生労働省　2021 年 11 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4DbfptG1FhuQvTpY
(1) 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について
(2) 日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価
(3) 中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価について
　《株式会社 DIMS 医科学研究所実施分》
　　チモール
　　2-sec-ブチルフェノール
　《株式会社ボゾリサーチセンター実施分》
　　ノナン酸
　　メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル
(4) その他

・大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会（第２回）配布資料

11 月 8 日
＜文部科学省　2021 年 11 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agasac4jknmnanbN
1. 共用化のためのガイドライン等の検討について
2. その他
****

[11] ***海外の化学物質管理情報***

＜化学物質国際対応ネットワークマガジン　第 112 号　2021 年 11 月 8 日　から＞

【１】欧州における最新動向

（１）ECHA が SCIP 収載データを公表

欧州化学物質庁（ECHA）は、2021 年 9 月 14 日、SCIP 収載のデータを公表しました。SCIP（Substances of Concern In articles as such or in complex objects（Products））は、サプライチェーンに情報伝達する成形品中の化学物質を管理し、成形品内の有害化学物質の含有量を低減させていくことを目的に立ち上げられた、成形品中に含まれる高懸念物質（SVHC）に関するデータベースです。2021 年 1 月 5 日以降に欧州に上市する成形品中の SVHC 含有量が 0.1wt%を超える場合は、事業者はその SVHC データを SCIP データベースにおいて提出することが義務付けられています。

ECHA は、昨年 10 月 28 日から SCIP データベースにおいて事業者がデータを提出できるようにしていましたが、今回、ECHA は、SCIP データベースに含まれる事業者提出データを公開しました。現在（2021 年 10 月）、600 万を超えるデータが閲覧できるようになりました。データは、事業者名、ブランド名、成型品カテゴリー、及び含有 SVHC 等で検索が可能になっています。このデータは、消費者が成形品に有害化学物質が含まれているかどうかを確認し、その安全な使用手順を読むことによって、その情報に基づいた選択を行うのに役立ちます。また、廃棄物処理業者は、データを使用して、商品の再利用を促進し、リサイクルプロセスをさらに開発することができるようになります。

ECHA NEWS（英語）
https://echa.europa.eu/-/know-more-about-hazardous-chemicals-in-products-scip-data-published
SCIP データベース（英語）
https://echa.europa.eu/scip-database

（２）ECHA が高懸念物質（SVHC）使用認可申請フォーマットを更新

ECHA は、2021 年 9 月 15 日、申請プロセスの効率、ドキュメントの一貫性の向上等を目的に、事業者が REACH 高懸念物質（SVHC）の使用認可を申請するためのフォーマットを更新しました。申請者は、これらのフォーマットをすぐに使用し始める必要があります。ただし、申請内容が既に確定している場合、または申請内容が確定に近い状態にある場合は、2021 年末まで以前のフォーマットで申請を提出することができます。

ECHA NEWS（英語）
https://echa.europa.eu/-/updated-application-for-authorisation-formats
申請フォーマット（英語）
https://echa.europa.eu/applying-for-authorisation/preparing-applications-for-authorisation

（３）欧州委員会が欧州新化学物質戦略に基づく CLP 規則改正案を発表

欧州委員会は、2021 年 8 月 9 日に、欧州新化学物質戦略に基づく CLP 規則改正案を発表しました。今年 2021 年 5 月 7 日に、REACH 規則及び CLP 規則の改正に向けたロードマップを公表しましたが、今回、そのロードマップに基づく CLP 規則の改正案を発表し、パブリック・コンサルテーションを開始しました。パブリック・コンサルテーションは、2021 年 11 月 15 日（現地ベルギー時間）に終了予定です。

改正の背景として、本規則が科学技術の進歩や、市場、特にオンライン市場の発展に追いついていない現状や、規則内容が曖昧で多様な解釈を可能にし、それが円滑な市場を阻害し、人の健康と環境の保護が不十分になっている、としています。なお、REACH 規則の改正のパブリック・コンサルテーションは、2022 年の第一四半期に予定されています。

欧州委員会 News（英語）
https://ec.europa.eu/environment/news/chemicals-commission-launches-public-consultation-revision-cen

tral-piece-chemicals-legislation_en
REACH 及び CLP 改正に向けたロードマップ（英語）
https://ec.europa.eu/environment/news/chemicals-strategy-commission-publishes-roadmaps-revision-reach-and-clp-2021-05-07_en
欧州化学物質新戦略（英語）
https://ec.europa.eu/environment/strategy/chemicals-strategy_en
---

【２】米国における最新動向

（１）EPA が包括的な PFAS ロードマップを公表

米国環境保護庁（EPA）は、2021 年 10 月 18 日、全州におけるパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）汚染に対処するための包括的な戦略ロードマップを発表しました。このロードマップは、2021 年から 2024 年までを期限としたもので、以下の 3 つの指針戦略を軸として、EPA 関係各部局における具体的行動がスケジュールと共に計画されています。

１．調査（Research）
PFAS へのばく露や毒性、人の健康や生態系への影響についての理解を深め、利用可能な最善の科学を取り入れた効果的な介入を行うための研究、開発、イノベーションに投資する。

２．制限（Restrict）
人の健康や環境に悪影響を及ぼすレベルの PFAS が大気、土地、水に流入するのを積極的に防ぐための包括的なアプローチを追求する。

３．回復（Remediate）
人間の健康と生態系を守るために、PFAS 汚染の浄化を拡大・加速させる。

EPA News Release（英語）
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-administrator-regan-announces-comprehensive-national-strategy-confront-pfas
PFAS ロードマップ（英語）
https://www.epa.gov/pfas/pfas-strategic-roadmap-epas-commitments-action-2021-2024

【３】中国における最新動向

（１）生態環境部が「新規汚染物質行動計画（案）」を公表

中国・生態環境部は、2021 年 10 月 11 日、「新規汚染物質行動計画（案）」を公表しました。この行動計画は、2021 年 3 月に開催された全国人民代表大会（全人代）において承認された「国民経済社会発展のための第 14 次 5 か年計画及び 2035 年までのビジョン」に基づき、2025 年および 2035 年までにおける新規汚染物質対策の目的及び具体的な課題・対策を明確にするためのものです。具体的には、2025 年までに PFOS 等の新規汚染物質を含む化学物質の環境リスク管理のための健全な規制・制度システムを確立すること、2035 年までに新規汚染物質のより完全なガバナンスのシステムが確立され、新規汚染物質の環境リスクを管理する能力が大幅に強化され、新規汚染物質の環境リスクが基本的に管理されるようになるという目標が立てられています。
具体的な行動イニシアチブとして、以下の 6 つが計画されています。

１．新規汚染物質に対する規制制度の改善と健全なガバナンス体制の確立
２．新規汚染物質のリスクプロファイルを把握するための調査・評価の実施
３．新規汚染物質の発生を防ぐ厳格な発生源管理
４．生産プロセス管理の強化と新規汚染物質の排出削減
５．エンド・オブ・パイプの強化と環境リスクの継続的な低減
６．実施保証の強化と包括的なガバナンスの基盤の強化

なお、本行動計画（案）のパブリックコメントは 10 月 22 日まででした。
中国・生態環境部　公告（中国語）
https://www.meescc.cn/zhxx/tzgg/202101/t20210129_819353.shtml

---

【４】ニュージーランドにおける最新動向

（１）EPA が GHS 改訂第７版に基づく分類技術ガイドを発行

ニュージーランド環境保護庁（EPA）は、2020 年 10 月 29 日に有害物質および新生物法（HSNO 法）において GHS 改訂第７版を導入し、今年 2021 年４月 30 日から施行しましたが、その有害性分類技術ガイドが 10 月 22 日に発行されました。

今回の改訂では、2025 年４月 30 日までに４年間の移行期間が設定され、それまでに全ての安全データシート（SDS）及びラベル、包装要件を GHS 改訂第７版の分類要件に従わせる必要があります。

なお、EPA が HSNO 法に基づく分類結果を掲載した化学物質分類情報データベース「CCID」内の分類結果も、今回の改訂に基づき GHS 改第訂７版に準拠した分類結果に更新されています。

EPA 有害物質（有害性分類）通知 2020（2020 年 10 月 29 日、英語）

https://gazette.govt.nz/notice/id/2020-au4842

EPA 分類技術ガイド（英語）

https://www.epa.govt.nz/assets/Uploads/Documents/Hazardous-Substances/GHS2/Guide_to_Classifying_Hazardous_Substances_in_NZ.pdf

EPA 化学物質分類情報データベース（CCID）（英語）

https://www.epa.govt.nz/database-search/chemical-classification-and-information-database-ccid/

【５】国連の最新動向

（１）UNECE が GHS 改訂第９版を公表

国連欧州経済委員会（UNECE）は、2021 年９月 14 日に、GHS 改訂第９版の英語版及びフランス語版を公表しました。今回の改訂では、主に以下の内容の改訂がありました。

１．第 2.1 章（爆発物）を改訂し、輸送時以外の爆発の危険性をより明確化
２．各章における判定論理の改訂
３．附属書 1 の分類及び表示の概要表の改訂
４．附属書３の注意喚起語の改訂及び合理化
５．附属書９及び 10 の化学物質試験に関する OECD テストガイドラインへの参照の更新

なお、国連公用語のその他４言語（アラビア語、中国語、ロシア語、スペイン語）のバージョンは、今後順次公表予定となっています。

UNECE ウェブサイト（英語）

https://unece.org/transport/standards/transport/dangerous-goods/ghs-rev9-2021

****

[12] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021 年 11 月８日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211108.html

---

◇***新化学物質、化学物質新利用技術等***

・コメに作らせる「飲むワクチン」　年間 400 万人襲うコレラ防げるか

＜朝日新聞　2021 年 11 月５日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPC46VN1PC4PLBJ009.html

お米をすりつぶし、水にといて飲めば感染症への免疫がつく――。そんな「飲むワクチン」技術の安全性を、東京大学医科学研究所などのチームが確かめた。

開発したのは、下痢などになるコレラの発症を防ぐワクチン成分が含まれたコメだ。

菌に汚染された水や食べ物を口にして感染するコレラは、発展途上国を中心に現在も年間最大 400 万人が感染し 14 万人が亡くなる病気だ。経口ワクチンが実用化されているが冷蔵が必要など普及には課題が残されていた。

そこで同研究所の清野宏・特任教授らはワクチン候補として、常温保存が可能な穀物のコメに着目。コレラの

毒素が腸管に吸収される際に使う、それ自体は無害なたんぱく質の一部をコメ内部に作れるよう、遺伝子を組み替えた専用のイネを開発した。

このコメを粉にして生理食塩水に混ぜれば飲むワクチンが完成する。成分が腸管で吸収され、異物に対抗する「抗体」が作られて免疫がつく仕組みだ。

チームはマウスやブタ、サルで、飲むワクチンの安全性や効果を検証した上で、2015～16 年、医科研付属病院で成人男性 60 人が参加した臨床試験（治験）を実施した。

その結果、ワクチンを飲んだ人に重い副反応は確認されなかった。40～75%の人の血中には、コレラ毒素の吸収を抑える抗体も出来ていた。ワクチンを飲む量が多いほど抗体の量が増える傾向も確認できたという。

今後は企業と協力し、より大…

********** 以上 **********